

## 65歳以上の高齢者の方

運転免許証を自主返納又は失効すると

①運転経歴証明書交付手数料 ¥1,100円 の補助金

②香芝市コミュニティバス優待乗車証(一年間運賃無料)



を交付します。

### 対象者



運転免許証を自主返納、又は失効（有効期限切れ）し、  
運転経歴証明書の交付を受けた65歳以上で香芝市在住の方

★申請期限：運転経歴証明書の交付から3ヶ月以内

### 必要書類

- ①住民票の写し
- ②運転経歴証明書の写し
- ③運転免許取消通知書の写し、又は失効した運転免許証の写し、又は運転免許経歴証明書の写しのいずれか
- ④香芝市の市税に滞納がないことを証明する書類
- ⑤顔写真（香芝市コミュニティバス優待乗車証交付申請に必要）  
（写真サイズ 縦3.0cm×横2.4cm、6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で人物が鮮明なもの）
- ⑥キャッシュカードまたは通帳の写し（振込先の確認に必要）

※①・④については申請書内の署名欄への記名をもって省略が可能

※②及び③の運転免許取消通知書は警察で発行されます。

※②運転経歴証明書と③運転免許経歴証明書は別書類となりますのでお間違いのないようご注意ください。

### 問合先

香芝市役所 生活安全課 TEL: 0745-44-3304

香芝市ホームページ <http://www.city.kashiba.lg.jp/00000011683.html>



## 運転免許証自主返納支援（一人一回限り）

- ①運転経歴証明書交付手数料 ￥1,100円 の補助金を交付します。
- ②香芝市コミュニティバス優待乗車証(1年間運賃無料)を交付します。

### 対象となる方

以下のすべてを満たす方

- ・香芝市の住民基本台帳に記載されている65歳以上の方（返納または失効した日現在）
- ・令和2年7月13日以降に運転免許証を自主返納または失効（有効期限切れ）し、運転経歴証明書の交付を受けた方
- ・香芝市の市税に滞納がない方
- ・香芝市暴力団排除条例に規定する暴力団員等と密接な関係を持っていない方

### 手続き方法

生活安全課窓口にて配布もしくは香芝市ホームページにて掲載されている申請書に、下記の必要書類を添えて香芝市役所生活安全課まで郵送または、生活安全課窓口にて提出して下さい

※郵送手続きに必要な封筒・切手などは自己負担となりますのでご了承ください。

### 申請期限

運転経歴証明書の交付を受けた日から**3ヶ月以内となります**。3ヶ月を過ぎた申請は**無効**となります。

### 注意事項

- ・コミュニティバス優待乗車証の有効期限は、優待乗車証の交付を受けた日から1年間となります。
- ・申請書裏面の誓約書も必ずご記入ください

### 運転免許を失効（有効期限切れ）された方

- ・運転免許証を失効してから返納された方はチラシ表面の必要書類③の運転免許取消通知書は発行されませんので、運転免許証の返納前に**必ず**運転免許証の写しをお取りください。
- ・失効した運転免許証の写しが無い場合は、運転免許経歴証明書を取得していただく必要があります。橿原市新ノ口の運転免許センター内「自動車安全運転センター」に直接申請に行くか、最寄りの交番、警察署または市役所生活安全課窓口にて運転免許経歴証明書の申請書を受け取り、郵便局で払い込みをしてください。後日ご自宅に郵送されます。なお、発行には別途料金が発生しますのでご注意ください。

#### 郵送先

〒639-0292

奈良県香芝市本町1397番地

香芝市役所 生活安全部 生活安全課宛

